



平成 23 年 12 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社 ナカヨ通信機
代表者名 取締役社長 谷本 佳己
(コード番号 6715 東証第1部)
問合せ先 執行役員 管理統括本部長
加藤 英明
(TEL. 027 - 253 - 1111)

内部統制システムの整備に関する基本方針の改定に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 12 月 22 日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について下記のとおり改定いたしましたのでお知らせいたします。

主な改定内容は以下の通りです。

- ・「情報セキュリティ基本方針」の表明
- ・リスク管理委員会の設置によるリスクマネジメント推進体制の確立
- ・リスクマネジメントとして事業継続計画を立案
- ・常務会の開催による経営効率の向上
- ・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方の表明

記

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 「ナカヨグループ企業行動憲章」および「コンプライアンス規程」を定め、取締役および使用人が法令、定款、社内規程、企業倫理を遵守するための体制を整え、教育活動等を行い、違反行為を未然に防止する。

(2) 外部の有識者として顧問弁護士、専門家を含めた代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を組織し、コンプライアンスにかかる対策等を検討し、社内に浸透させ、コンプライアンスの強化を図る。

(3) 内部監査室は、コンプライアンスの状況を定期的に監査する。

(4) 法令や定款等に違反する不正行為を発見した取締役および使用人は、「内部通報制度規程」に基づく内部通報制度により、速やかに通報窓口および相談窓口へ通報する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき保存し、必要に応じて 10 年間は閲覧可能な状態を維持する。

(2) 保管する文書等は、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合には速やかに閲覧が可能な状態にする。

(3) 「情報セキュリティ基本方針」を定め、関連諸規程を整備し、携わる情報資産を適切に管理し、信頼を確保する社会的な責務を認識し情報セキュリティの維持向上を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」に基きリスク管理委員会を設置し、ナカヨグループ企業全体のリスクマネジメント体制を整備する。

(2) 認識された各リスクに対してリスク管理責任者を決定し、規程に従って適切なリスクマネジメント体制を整備する。

また、リスク管理責任者は各々が担当するリスクについて、そのマネジメント体制の監督と、定期的な見直しを行う。

(3) 不測の事態が発生した場合、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等外部の有識者からのアドバイスを受け迅速な対応を行い、損失を最小限に止める体制をとる。

また、不測の事態に対する事業継続計画を立案する。

(4) 内部監査室は、リスクマネジメントの状況を定期的に監査、評価し報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 執行役員制度の下で、経営と業務執行の分離、責任と権限の明確化を図り、取締役会が経営戦略の策定や業務執行状況の監督等、本来の機能に専念できる体制を整備する。

また、取締役の人数を適正規模とすることでの確かつ迅速な意思決定を行う。

(2) 原則として毎月1回取締役会を開催し、重要事項の決定、業務執行状況の監督等を行う。さらに必要に応じて臨時に取締役会を開催する。

(3) 取締役会は中期経営計画、年度予算を策定し、全社的な目標を設定し明確化する。

(4) 取締役と執行役員で構成される常務会を毎週定例で開催し、経営戦略の立案や経営全般についての審議を通じ、執行役員業務と取締役業務の連携を図る。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 「ナカヨグループ企業行動憲章」および「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営管理を適切に行う体制を整備する。

(2) 内部監査室は子会社に対する内部監査を定期的に行う。

(3) 「コンプライアンス委員会」の指導の下、子会社は諸規程の整備を行い、コンプライアンスの強化を図る。

(4) 「財務報告に係る内部統制に関する基本的計画及び方針」を制定し、これに基づき業務を運用し、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を専任して補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議し、専任して補助する使用人を置く。なお、当該使用人の人事異動、人事評価等に関しては監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役に報告する体制

(1) 監査役は取締役会に出席するほか、社内の主要な会議に出席し、業務執行についての報告を受ける。

(2) 監査役は必要に応じて取締役および使用人への意見、事情聴取、記録の閲覧を行う。

(3) 「内部通報制度規程」に基づき、内部通報制度の内容を速やかに監査役会に報告する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は内部監査室との意見、情報交換を通して連携を図り、実効的な監査業務を行い、必要に応じて調査を内部監査室に求める。

(2) 監査役は会計監査人と定期的に会合の場を持ち、意見、情報交換を行い、必要に応じて報告を求める。

(3) 代表取締役は監査役会と定期的に会合の場を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

9.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

善良なる企業市民として各種法令や社会的規範及び会社規程を遵守し、道徳観をもって社会的秩序維持に努めるとともに、反社会的な勢力及び団体に対しては、社会的正義を強く認識して対応する。

基本的な考え方を掲げた「ナカヨグループ企業行動憲章」を社内掲示するとともに携帯カードにして全グループ社員へ配布周知し、またホームページ上への開示を通じ社内外へ宣言するとともに、外部専門機関との連携を含む社内体制を整備し、契約書、利用規約などの見直しを行い、併せて有事の場合の対応方針を整備する。

以上